

企業主導型保育事業 利用終了報告のご案内

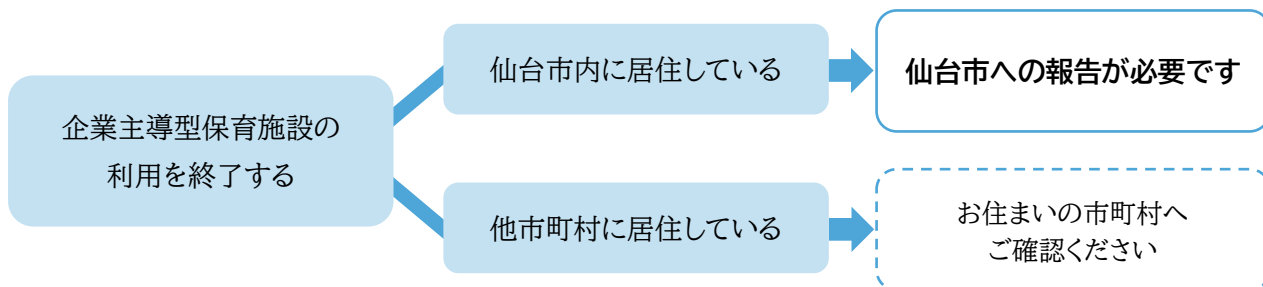
企業主導型保育施設の利用を終了する場合、居住する自治体へ報告いただくこととなっております。

利用終了(転出)から 1 か月以内 に ご報告ください

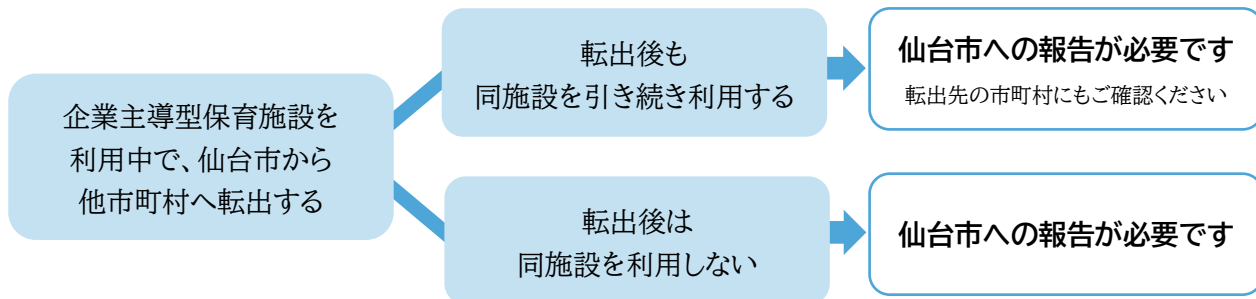
1 対象者

(1) 企業主導型保育施設の利用を終了し、仙台市内に居住している方

※小学校等入学のため3月31日で利用を終了する場合は報告不要です。



(2) 企業主導型保育施設を利用しており、仙台市から他市町村へ居住地が変わる方



2 報告方法

①・②のいずれかでご報告ください。

※施設から報告方法の指定があった際は、その案内に従ってご報告いただきますようお願いいたします。

① オンライン

「せんだいオンライン申請サービス」の[報告フォーム\(外部サイトへリンク\)](#)から報告を行ってください。



② 書面

施設から指定様式を受け取り、施設経由で仙台市へ提出してください。

報告フォームはこちら

【お問い合わせ先】 仙台市子ども若者局 認定給付課

電話:022-214-8061・8655

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番 12 号 上杉分庁舎9階